

## 基本手当日額の計算式及び金額

1. 基準日において30歳以上45歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,480円以上 4,970円未満	$y = 0.8w$
4,970円以上12,220円以下	$y = 0.8w - 0.3 \{ (w - 4970) / (12220 - 4970) \} w$
12,220円超 15,010円以下	$y = 0.5w$
15,010円超	$y = 7,505$

2. 基準日において45歳以上60歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,480円以上 4,970円未満	$y = 0.8w$
4,970円以上12,220円以下	$y = 0.8w - 0.3 \{ (w - 4970) / (12220 - 4970) \} w$
12,220円超 16,520円以下	$y = 0.5w$
16,520円超	$y = 8,260$

3. 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,480円以上 4,970円未満	$y = 0.8w$
4,970円以上10,990円以下	$\begin{cases} y = 0.8w - 0.35 \{ (w - 4970) / (10990 - 4970) \} w \\ y = 0.05w + (10990 \times 0.4) \end{cases}$ のいずれか低い方の額
10,990円超 15,750円以下	$y = 0.45w$
15,750円超	$y = 7,087$

4. 基準日において30歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,480円以上 4,970円未満	$y = 0.8w$
4,970円以上12,220円以下	$y = 0.8w - 0.3 \{ (w - 4970) / (12220 - 4970) \} w$
12,220円超 13,510円以下	$y = 0.5w$
13,510円超	$y = 6,755$

- (注) 1 基準日とは、受給資格に係る離職の日をいう。  
 2 端数処理については、1円未満を切り捨てる。